令和４年６月17日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」に関するQ&Aについて（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、大阪府より標記通知がありましたので、情報提供いたします。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府ホームページ（通知文書掲載先）
https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/r04.html

●大阪府問合せ先
大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
医薬品流通グループ（TEL 06-6944-7129）

問　唾液を検体として用いる医療用抗原定性検査キットを販売するに当たり、どのような点に留意すればよいか。

答

○　「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和３年９月27日付け事務連絡（令和４年３月17日一部改正））においては、検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、別添「薬局で抗原定性検査キットを購入する方へ」も活用しながら説明を行うこととしている。

○　この別添については、鼻腔ぬぐい液を検体として用いる場合を念頭にしたものであることから、唾液を検体として用いる抗原定性検査キットの使用方法については、当該製品の添付文書や操作手順書等を用いて適切に説明をすること。
　また、無症状者については、現時点で有用とのデータが示されていないため、体調が気になる場合に使用することを徹底するよう、丁寧に説明すること。

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）